

流域治水ワンチーム推進工事（教材動画制作等業務委託）仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・公募型プロポーザル後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ、修正の上契約を締結する。

1 業務名

流域治水ワンチーム推進工事（教材動画制作等業務委託）

2 目的

流域治水の目指すところは、流域のあらゆる関係者が水災害を自分事として捉え、一丸となって対策を進めることである。国のアンケート調査では、約8割の方が「流域治水を知らない」ということが示されており、県民や民間事業者に日頃から防災に対する意識を持っていただくことが大事である。

このため、過去の浸水被害や家庭でできる水害対策等を内容とした教材動画を制作し、防災学習センターや小中学校と連携を図りながら、防災教育を通じて流域治水の取組を周知する。さらに、県HP等での動画配信やイベントなどの機会を通じて、より多くの県民に発信し、流域治水の自分事化を推進する。

※「流域治水」参考情報

(1) 流域治水について（埼玉県HP）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kasen/ryuukititsui.html>

(2) 流域治水の推進（国土交通省HP）

<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/index.html>

3 契約期間

契約締結日から令和8年12月25日（金）まで

4 業務内容

(1) 教材動画制作業務

ア 目的	県内の小学3～4年生及び中学生が流域治水の取組を理解できる教材動画を制作する。
イ 業務内容	・動画3本（ロング版2本（小学3～4年生版、中学生版各1本）・ショート版1本）の制作及び各動画のサムネイル画像の制作 ・県HP掲載用のバナー画像1枚の制作
ウ 提案内容	以下を提案し、併せて提案した理由を付すこと。 ・動画の具体的な構成（出演者や撮影スポットの例示含む）、動画制作にあたっての創意工夫点

エ 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・制作した動画は、県公式 YouTube チャンネルや流域治水ポータルサイトに掲載する。 ・動画再生時間はロング版を10分程度、ショート版30秒程度とする。 ・撮影場所の選定は、県と協議の上決定する。 <p>※制作する動画は令和8年12月末までに県HP等に掲載できる形式となっていること。</p>
--------	--

(2) 教育マニュアル（学習指導案）作成業務

ア. 目的	教職員等が流域治水に関する防災教育を行うにあたり、授業1コマ（小学校45分、中学校50分）で実施する内容や進行等を取りまとめた教育マニュアル等を作成する。
イ. 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・教育マニュアル（授業の進め方、話し合いの問い、注意点など）の作成 ・生徒用ワークシート（ワーク形式での理解深化を促す）の作成 ・教材動画を補完する授業テキストの作成
ウ. 提案内容	以下を提案し、併せて提案した理由を付すこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・教育マニュアルの具体的な構成、作成に当たっての創意工夫点
エ. 留意事項	・教育マニュアル作成段階において、内容等の確認を県教育局等と必要に応じて実施する。

(3) 情報発信業務

ア. 目的	効果的かつ効率的な情報発信を行う。
イ. 業務内容	・受託候補者が提案する情報発信戦略での情報発信
ウ. 提案内容	以下を提案し、併せて提案した理由を付すこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・目的を達成することができる情報発信戦略（配信媒体（複数可）、配信方法、ターゲティング、情報発信スケジュール（動画制作時期も含む）、動画再生目標回数など）
エ. 留意事項	・目標動画再生回数：情報発信後1年程度で10万回以上達成（目標値であり契約条件とはしない）

なお、上表（1）の制作にあたり必要となるすべての業務（シナリオ作成。出演者・撮影場所等の選定・日程調整、撮影、取材、編集（加工、BGM、音声、テロップ、字幕、インサート動画等）、（2）の作成及び（3）の実施にあたり必要となるすべての業務を委託するものである。

5 スケジュール（予定）

業務全体の想定スケジュールは以下のとおりとする。

なお、具体的な実施日時については協議による。

- ・10月：動画制作・マニュアル作成完了・校了
- ・11月：防災学習センター、県教育局等への事前説明

- ・ 12月：報告書提出

6 動画の規格

- (1) 動画の解像度はフルHD（1920×1080）以上で制作すること。
- (2) 縦横比は16：9を基本とするが、契約後協議の上決定する。
- (3) 動画の容量は256GBを上限とする。（県公式YouTubeチャンネルで配信するため）
- (4) ファイル形式はMP EG 2、WMP 9、MP 4のいずれかとし、当該ファイルを保存したUSBメモリ及び動画が再生できるDVDを納品すること。
- (5) 各動画は、各広報媒体が定める利用規約を満たしていること。

7 成果物

- (1) 動画3本（ロング版2本（小学3～4年生版、中学生版各1本）・ショート版1本）
- (2) YouTube用サムネイル画像1種類、県HP掲載用バナー画像1種類
- (3) DVD30枚（一般的な家庭用DVDプレイヤーで再生ができ、かつPC用DVDドライブで複製が可能な形式で保存すること。また、DVDの盤面にはタイトル等を印刷すること。）
- (4) 教員マニュアル、生徒用ワークシート、教材動画を補完する授業テキスト各2種類（小学3～4年生版、中学生版）
- (5) 完了報告書（電子媒体で提出すること。）

※完了報告書には当該業務で制作した動画・画像等のデータや情報発信の実施状況がわかる画像、定量的な効果等がわかるデータ、本業務で掲載した媒体一覧データを含む。

8 納入場所

埼玉県 県土整備部 河川砂防課 計画調査・流域治水担当

9 留意事項

- (1) 権利の帰属
 - ① 委託業務における著作権及び肖像権等の取扱いには十分注意すること。使用する動画、写真、BGM、イラスト、掲載文言（以下「動画、写真、BGM等」）についてはその権利関係含め、原則受託者で手配するものとする。なお、著作権が発生する場合は受託者が支払うこととし支払額は委託料に含める。
 - ② 委託業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法第27条及び28条規定する権利を含む。）は原則として全て県に帰属するものとし、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。ただし、受託者が所有する動画、写真、BGM等を使用した場合、当該動画、写真等についてはこの限りではない。受託者が所有する動画、写真、BGM等を、県が成果物以外に使用する際には、県、受託者で協議・許諾等を要するものとする。
 - ③ 本事業に使用する動画、写真、BGM等について第三者が権利を有するものを使用す

る場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

- ④ 受託者は、県が成果物を使用するにあたり著作権者人格権を行使してはならない。
- ⑤ 委託業務により得られた個人情報や調査データ等すべてについて、本事業の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- ⑥ 委託業務により得られた個人情報や調査データ等の使用、保存、処分には、機密が保持されるよう細心の注意をもって業務に当たらなければならない。

(2) その他

- ① 業務委託契約締結後速やかに制作計画書を作成し県へ提出すること。業務受託期間中は適宜事業の進捗報告を行い、県と綿密に連絡調整及び協議を行いながら制作すること。
- ② 本事業の企画、制作、実施に要する費用は全て受託者が負担するとともに、受託者が責任を持って本事業を実施すること。
- ③ 情報発信戦略について、最終的な決定は県と協議の上行うこと。
- ④ 動画制作に使用する施設及び出演者等との調整等については原則として受託者が行うこととし、県は適宜協力するものとする。
- ⑤ 動画制作について、企画、撮影、動画編集等各段階で複数回県が確認及び修正を指示する機会を設けること。
- ⑥ この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は県と受託者が協議して決定するものとする。
- ⑦ 県は、本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は契約の解除等ができるものとする。
- ⑧ 動画の使用期限及び編集制限を定めないこと。なお、編集制限については協議の上決定する。編集とは軽微なもの（秒数など）を想定している。
- ⑨ 納品後に、成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に上映できない場合は、正常に上映できる状態まで対応すること。
- ⑩ 受託者は、本委託契約業務の実施にあたり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

10 その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、県及び受託者双方が協議して決定する。
- (2) 県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県及び受託者双方で協議し対応を決定する。